

女性労働者に対する保護は、**V 一般女性保護**（妊娠中及び産後1年以内の者でなく、18歳以上の女性労働者に対する一般的な保護）と、**VI 母性保護・母性健康管理**（妊娠・出産に関する保護）（P53～）に区別されます。

一般女性保護として、次の1～3が定められています。

- 1 坑内業務の就業制限…………… P50～
- 2 危険有害業務の就業制限…………… P51～
- 3 生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置…………… P52～

1

坑内業務の就業制限 （労基法64条の2第2号、女性労働基準規則）

事業主は、坑内で行われる業務のうち、次の①～④については、女性（妊娠中の女性、及び坑内で行われる業務に従事しないことを申し出た産後1年を経過しない女性でない者）に労働させてはなりません。

- ① 人力により行われる土石、岩石若しくは鉱物（以下「鉱物等」）の堀削又は堀採の業務
- ② 動力により行われる鉱物等の堀削又は堀採の業務（遠隔操作により行うものを除く）
- ③ 発破による鉱物等の堀削又は堀採の業務
- ④ ずり、資材等の運搬若しくは覆工のコンクリートの打設等鉱物等の堀削又は堀採の業務に付随して行われる業務（計画作成、工程管理、品質管理、安全管理、保安管理その他の技術上の管理業務、技術上の指導監督の業務を除く）

なお、妊娠中の女性、及び坑内で行われる業務に従事しないことを申し出た産後1年を経過しない女性については、「母性保護・母性健康管理」（P53）をご覧ください。

2

危険有害業務の就業制限（労基法64条の3 第2項、第3項、女性労働基準規則）

事業主は、危険有害業務のうち、次の①、②については、すべての女性に労働させてはなりません。

- ① 重量物^{*1}を取り扱う業務
- ② 有害物のガス、蒸気又は粉じん^{*2}を発散する場所における業務^{*3}

①、②の業務は、妊娠や出産機能に有害であるため、女性に就業させることを禁止しています。

※1 「重量物」とは

下記の表のとおり、年齢の区分に応じて、それぞれが重量物にあたります。

年 齢	重量（単位：kg）	
	断続作業	継続作業
満16歳未満	12	8
満16歳以上満18歳未満	25	15
満18歳以上	30	20

※2 「有害物のガス、蒸気又は粉じん」とは

下記の表のとおり、対象有害物（26物質）が定められています。

特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの	
1 塩素化ビフェニル（PCB）	10 塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状のものに限る）
2 アクリルアミド	11 スチレン
3 エチルベンゼン	12 テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）
4 エチレンジイミン	13 トリクロロエチレン
5 エチレンオキシド	14 砒素化合物（アルシンと砒化ガリウムを除く）
6 カドミウム化合物	15 ベータプロピオラクトン
7 クロム酸塩	16 ペンタクロロフェノール（PCP）及びそのナトリウム塩
8 五酸化バナジウム	17 マンガン
9 水銀及びその無機化合物（硫化水銀を除く）	

（注1）カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体、マンガン化合物は対象となりません。

（注2）平成26年11月1日からスチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンが有機溶剤中毒予防規則（有機則）の措置対象物質から特定化学物質障害予防規則（特化則）の措置対象物質になりました。なおこれらの物質については特別有機溶剤として、特化則において準用する有機則の規定の適用を受けます。

鉛中毒予防規則の適用を受けているもの

18 鉛及びその化合物

有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの

19 エチレングリコールモノエチルエーテル (セロソルブ)	23 N, N-ジメチルホルムアミド
20 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (セロソルブアセテート)	24 トルエン
21 エチレングリコールモノメチルエーテル (メチルセロソルブ)	25 二硫化炭素
22 キシレン	26 メタノール

※3 「業務」とは

下記の①、②のとおり、対象業務が定められています。

- ① 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」（規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態）となった屋内作業場での業務
- ② タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務づけられている業務

（注）電離放射線障害防止規則では、放射線業務従事者の被ばく限度等につき、妊娠する可能性がないと診断された女性、妊娠中でない妊娠可能な女性、妊娠中の女性で異なる規制を設けています。

なお、妊娠中及び産後1年以内の女性労働者については、「母性保護・母性健康管理」（P53）をご覧ください。

3

生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置
(労基法68条)

事業主は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した場合、その労働者を生理日に就業させてはならず、生理休暇を与える必要があります。

なお、特別の証明がなくても女性労働者から請求があった場合には原則として休暇を与えることとし、医師の診断書のような厳格な証明は求めなくてもよいとされています。